

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白石市長 山田 裕一

市町村名 (市町村コード)	宮城県白石市 (42064)	
地域名 (地域内農業集落名)	越河地域 (越河、平、五賀)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月19日	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

越河地域は、農業者の平均年齢が68歳と高齢化が進んでおり、現在耕作している農地及び休耕地も将来的に遊休農地となる可能性が高い。そのため、今後の農地管理をどのようにしていくか、地域が主体となり、行政、農業協同組合、土地改良区等の関係機関（以下「関係機関」という。）との話し合いが必要である。
 また、基盤整備事業から40年以上が経過し、計画当初想定していたため池の貯水量では全体を賅うことができず、常時水不足となる水田が見受けられる。
 その他にも、山間部では有害鳥獣による被害が多発しており、効果的な対策が求められている。
【地域の基礎的データ(令和5年度アンケート回答者数を基に算定)】
 農業者：138人(うち50歳代以下5人)、法人1社
 主な作物：水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

越河地域は水稲栽培が9割以上を占めており、昨今の米価下落の影響を非常に受けている。そのため、農家の所得安定及び向上を図るために、農家と関係機関が連携・協力し、主食用米だけではなく、耕畜連携の取組やは畑地化への転換に関する情報収集、普及活動を行っていく。
 また、現在常時水不足となる水田についても、根本的な解決策が必要であり、農業用ため池の浚渫や管理方法について今後10年間で検討、実行する。
 越河地域地域計画の愛称は「こす~~ゴ~~→プラン」。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	139 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	139 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農振農用地内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農地については、土地所有者、耕作者が引き続き耕作・管理等を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

越河地域では各集落に代表的となる担い手があり、その人たちを中心として農地の集積・集約を目指す。なお、集積・集約を推進するためには土地所有者との調整が不可欠であり、その為には営農技術、及び賃借料等を標準化する必要があるため、引き続き地区内での話し合いや研修活動等を行っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

現在、利用権設定で契約を結んでいる農地が大半であるが、更新の際に農地中間管理機構の契約、もしくは農地法3条の契約となることの周知を図る。これにより、農地中間管理事業の認知度を上げていき、地域内における農地中間管理機構の利用率向上を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地は昭和47年～昭和57年にかけて、水路等は平成11年～平成20年にかけて整備事業を実施している。しかし水路整備等で時間が経過した部分では崩落等の問題が出ていることから、地域や関係機関で引き続き協議を行い、復旧作業の実施や新たな基盤整備事業の活用について、実施に向けた検討を進める。また、当初の基盤整備計画での農地利用と現状の実態が異なるところがあり、当初のため池貯水量以上の水が必要となっている。それにより常時水不足となっている農地があることから、解消に向けて今後検討を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募りながら関係機関と連携を密に行い、越河地域の農地が集積・集約できる事業体へ成長できるよう、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。また、農業者間での交流を密に図り、他地域の優良事例の勉強会等を開催することで、多種多様な農業経営に対応できるよう情報の提供・収集を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在育苗等の一部事業を農業支援サービス事業者へ依頼している農業者もいるが、さらに活用できる制度等があるのか確認し、事業委託を視野に入れた検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止対策については、電気柵やワイヤーメッシュ等の設置で被害防止を図るとともに、白石市鳥獣被害対策実施隊(猟友会)との連携による駆除を進める。特にサル・イノシシ等の農作物へ重大な影響を及ぼす恐れが高い有害鳥獣については、関係団体と協力し越河地域に特化した被害防止計画を立て、被害防止を進める。また、被害にあわない環境づくりも重要であるため、遊休農地の発生防止や誰も収穫しない柿や栗等の果樹の伐採等の計画を立てられるよう、地域内での意見を取りまとめ合意形成を図る。